

地域活性化課から

お問い合わせは地域づくり推進室 ☎(内線262)

ごみの野焼き焼却は犯罪です

ごみの野外焼却は禁止されています(例外を除く)。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で「5年以下の懲役または10万円以下の罰金、またはその両方」が科せられます。「見つからなければ大丈夫」と軽い気持ちでごみを野焼きしても、非常に重い罰が科せられます。ご注意ください。

次のような場合、例外として法律上禁止行為にはなりません。しかし「洗濯物が汚れる」「煙によって道路交通の妨げになる」など、近隣の迷惑になることがありますので、節度ある行動をお願いします。

【焼却禁止の例外】

- 1、国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却(河川管理のために伐採した草木など)
- 2、震災等の応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却(災害時における木くずなど)
- 3、風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(どんど焼きなど)
- 4、農業、林業、漁業を営むために止むを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(稲わら、林業で伐採した枝、漁網に付着した海産物など)

れる廃棄物の焼却(稲わら、林業で伐採した枝、漁網に付着した海産物など)

5、日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの(たき火、キャンプファイアの木くずなど)

保健福祉課から

お問い合わせは、福祉のことで申請は社会福祉室 ☎(内線503、504)、健康と食のことは保健指導室(内線505・507)、高齢者介護は地域包括支援センター(内線508)

子ども手当の制度が変わりました

10月から子ども手当制度の内容が変わりました。受給するには、これまで子ども手当を受給していた方も含めて、支給要件に該当するすべての方が役場の担当窓口(公務員の場合は勤務先)に「認定請求書」を提出する必要があります。

- 支給月額 ①0〜3歳未満(一律) 1万5千円 ②3歳〜小学校修了前(第1子、第2子) 1万円 ③同(第3子以降) 1万5千円 ④中学生(一律) 1万円
- 支払い時期 来年2月に今年10、11、12月分、来年1月、6月に来年2、3月分を支給。
- 新たな支給要件等 ○子どもに対

しても国内居住要件を新設(留学中等を除く) ○児童養護施設に入所している等の子どもは、施設の設定者等に支給 ○未成年後見人、父母指定者に対しても、父母と同様(父母等が国外居住の場合のみ監護・生計同一要件)に支給 ○監護・生計同一要件を満たす者が複数の場合、子どもと同居している方に支給(単身赴任の場合を除く。離婚協議中で別居の場合は、子どもと同居する方に支給)。

手続き 認定請求書の提出期限は猶予期間あり。申請書類は10月下旬ごろ、現在受給中の方へ郵送で発送予定。

①(10月1日において現に支給要件に該当している方) 来年3月31日までに認定請求を行えば、今年10月分から手当を受給できます。

②(10月1日から来年2月29日までの間に新たに支給要件に該当するに至った方) 来年3月31日までに認定請求を行えば、支給要件に該当するに至った日の翌月分から受給できます(※10月1日以降に他の市町村へ転居した時は、転出後の市町村へ認定請求が必要です。手続きが遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなります※10月1

日以降、出生などによって支給の対象となる子どもが増えた時は、額改定認定請求が必要です。額改定認定請求をした日の属する月の翌月分から手当額が増額されます。手続きが遅れないようご注意ください。

災害用の救急用天幕が配置になりました

日本赤十字社北海道支部の災害救護装備配置事業として、このほど本町に災害用天幕1張り(展開時横約6m、奥行き約3m、高さ2.6m、横四方幕あり)が配置になりました。写真。



各種災害時のじん速、的確な救護活動、日ごろの赤十字事業活動に役立てることが出来ます。事業の財源は、皆さまからいただいた社費を財源としています。

ポリオ予防接種のお知らせ 保健福祉課

下記の日程でポリオ予防接種を行います。

日程	10月11日(火)~14日(金)
受付時間	午後1時~同4時半
会場	東川町立診療所
対象者	生後3カ月~90カ月まで

他の予防接種との接種間隔

三種混合、インフルエンザ	⇒ 6日以上空ける
麻しん、風しん混合 BCG、ポリオ	⇒ 27日以上空ける

- 予診票は町立診療所にあります。
- 母子手帳、住所の確認ができるもの(健康保険証、乳幼児医療受給者証など)をお持ちください。
- 接種間隔等のお問い合わせは保健福祉課保健指導室まで。
- お子さんの体調の良い時に接種を受けましょう。

食事で健康「栄養教室」

「味が濃い」「揚げものばかりのおかず」など、毎日の不適切な食事、運動不足が原因の生活習慣病が年々増加しています。自分の健康は自分で守ることが大切です。身近な食材でバランスの良い食事のための調理実習をします。健康を考えるために欠かせない食生活の見直し、毎日のおかずメニューの参考にどうぞ(希望者は食生活改善推進員となる単位を取ることができます)。

- 日時 10月12日(水) 午前10時~午後1時ごろ
- 場所 保健福祉センター
- 対象 町民の方(なたでも)
- 内容 「健診データーの見方」講話、調理実習、試食(希望者は体脂肪測定あり)
- 持ち物 筆記具、エプロン、三角巾(食材費の一部100円自己負担)

大腸がん予防講演会を開きます

「大腸がん」は症状が現れない早期がんでも検診によって発見することができ、早期治療で治りやすいがんです。年々増え続けている大腸がんの治療法について専門医が分かりやすく解説します。

日時 10月25日(火) 午後6時半~同8時(予定)

特定健診、がん検診のお知らせ(旭川厚生病院、旭川がん検診センター)

保健福祉課	
会場	保健福祉センター(実施機関は旭川厚生病院) 旭川がん検診センター(保健福祉センターからバス送迎)
実施日	11月8日(水)、同月9日(木) 10月28日(金)、11月18日(金)、平成24年2月1日(水)
時間	午前7時~同9時(30分ごとに受け付け) 午前7時50分まで(保健福祉センターに集合)
締め切り	10月25日(火)まで 希望日の2週間前まで
対象	<p><特定健診> 特定健診受診券をお持ちの ①30歳から74歳までの町民で国民健康保険加入者(特定健診受診券は4月末に大雪地区広域連合から配布済み) ②40歳から74歳までの町民で①以外の医療保険の被保険者(厚生病院、がん検診センターで受診できるかを事業主などにご確認ください)</p> <p><がん検診> 30歳以上の町民(来年3月31日時点の年齢) ※子宮がん検診は20歳以上の女性の町民(同)</p>
検査項目金	<p><特定健診> 身体測定、腹囲測定、血圧測定、尿検査、問診、血液検査、医師診察、心電図検査 ※各医療保険によって検査項目、料金が異なります(国民健康保険加入者は旭川厚生病院736円、旭川がん検診センター878円)</p> <p><がん検診> ○旭川厚生病院、旭川がん検診センター 胃がん…胃バリウム検査(1,500円) 大腸がん…便の潜血検査(700円) 肺がん…胸部レントゲン検査(500円) ○旭川がん検診センター 乳がん…視触診、マンモグラフィ(50歳未満1,900円、50歳以上1,600円) 子宮頸(けい)がん…頸部細胞診(1,500円)、超音波検査(500円) 子宮体部…必用な方のみ(700円) 肺ヘリカルCT…50歳以上の方(2,400円 要同意書) ※国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者は、上記金額の半額になります(喀痰(かくたん)検査、子宮超音波検査を除く)</p>
その他	1. 特定健診の受診時は「特定健診受診券」「健康保険証」「健診料金」が必要 2. 農協正組合員とその家族、准組合員は、がん検診の自己負担額に対し、後日農協から助成あり(申し込み時に申し出)
申込方法	広報と一緒に配布されるチラシの申し込み書に必要事項を記入し、保健福祉課保健指導室までお申し込みください(要予約)

場所 保健福祉センター集団検診室

内容 「大腸がんと闘わずに勝つ」大腸がん検診の戦略

講師 村上雅則医師(くにもと病院)

院)

締め切り 10月21日(金) 申し込み・お問い合わせ 役場保健師まで

幼児センターから

申し込み・お問い合わせは地域子育て支援センター ☎82-5100

「ももんが子育て講演会」を開きます

楽しく子育てをするための参考に。終了後、幼児センターの子どもたちの様子をスライドで紹介予定。